

普代村地域創生・人口減少対策本部設置要綱

(設置)

第1条 地方の人口減少が進行する中、安定的な雇用の創出、交流人口拡大、結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実を図り、人口減少を克服し、時代に合った地域の安心な暮らしを永続的に推進する取組について全庁一体となって加速させていくため、普代村地域創生・人口減少対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 対策本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 本部長は、対策本部を統括する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故ある時は、その職務を代理する。

(所掌事務)

第3条 対策本部は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 地域創生・人口減少対策の全庁的な推進に関すること。

(2) 地域創生・人口減少対策の総合調整に関すること。

(3) その他地域創生・人口減少対策に係る重要事項に関すること。

(会議)

第4条 対策本部の会議は、必要に応じ本部長が招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 対策本部の事務局を総務課政策推進室に置く。

2 事務局は、対策本部の運営に必要な庶務を行う。

(本部長への委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

別表

構成	職名
本部長	村長
副本部長	副村長
本部員	教育長
	総務課長
	政策推進室長
	税務出納課長
	住民福祉課長
	農林商工課長
	商工観光対策室長
	建設水産課長
	震災復興室長
	議会事務局長
	教育次長
	診療所事務長